

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

地方自治

< 内容・目次 >

《第17回定例研究会報告》

- ◇「静岡県の学童保育の現状」
静岡大学教育学部教授 石原剛志 3
- ◇ブラ林 in 島田 13



ネットワーク
しずおか

No98号

2024年4月30日



川越人足(島田市)

静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目2-1
セキスイハイムビル7F 静岡自治労連気付
Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057
jichiken@s-jichiroren.com
発行人・川瀬憲子 編集人・林 克



川会所の役人(島田市)

静岡県の学童保育の現状

子どもの格差を拡大する日本の学童保育が抱える問題

静岡大学教育学部教授 石原剛志

2023年12月21日に開催された第17回定例研究会の静岡大学教育学部、石原剛志教授の報告をまとめたものです。



はじめに

大学で保育士・幼稚園教諭の養成に関わっています。専門は学童保育の研究ですが、学童保育の研究者は非常に少ないのが現状です。学童保育が児童福祉法に位置付けられたのが1997年で、その後徐々に研究者は増え、10年ほど前にやっと学童保育学会が設立されました。学問としての対象として市民権を得たのはその頃からになります。その学会の事務局を最初に置いたのは私の大学の研究室でした。

学童保育の研究に手を染めるようになった理由は、愛知県立大学の学生の時、大学の周辺にある学童保育所でアルバイトをし、面白くてはまってしまったからです。その後、大学院に入って学童保育について研究したいと思いましたが、周りから（児童福祉法にも位置づく前でしたから学問の対象とするには）「まだ早い」と言われたのが当時の状況でした。私は、現在50代半ばで、それは30年ほど前の話になりますが、そういう状況の中で研究を続けてきたので、「珍しいね」とよく言われました。

自分が本当に研究したいことと、その研究分野を確立することの両方をやらなければいけない状況だったので、まだ一冊にまとめた成果を

出せず、これからなんとかしなければいけないと思っているところです。

1 「学童保育」、「放課後児童健全育成事業」、「放課後児童クラブ」という言葉

まず言葉の問題があります。「学童保育」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」という言葉が出てきます。

「学童保育」は、放課後や学校休業日に小学生の保育をすることです。これに対応する事業として、1997年に児童福祉法が改正され、「放課後児童健全育成事業」が定められました。

法律にこのような名称で定められていながら「学童保育」という言葉が一般に使われている理由は、第一に、この事業が1997年改正児童福祉法に位置づけられる前から、学童保育の取り組みと言葉が国民・住民の間で広がっていたからです。

さかのぼれば1960年代半ばから、主に東京都、大阪府、名古屋市などで保護者達が共同保育で学童保育を始めました。保護者は運営費補助金要求運動や公立学童保育所設置要求運動をして、補助金が支出され、特に東京都では公立の学童保育が次々と作られていきました。その当時は法的根拠が明確ではありませんでしたが、保護者達の運動と革新自治体の政策が、「学童保育」という実態を大都市部中心に作り上げていきました。

第二に、児童福祉法の保育に関する条文をきちんと読めば、保育所は学齢児童も対象にして

いることがわかります。言葉の問題としても「保育」は「乳幼児」だけが対象なのではなく、「学童」も対象にしているのです。

第三に、戦後すぐ、大阪市にある今川学園保育所が、この児童福祉法上の「保育」概念を根拠に、学齢児童を対象に保育を開始し、その取り組みを「学童保育」と呼びました。「学童保育」という言葉とその実態が生まれ、ここから広がったからです。

こういった経過により、「学童保育」、「放課後児童健全育成事業」という言葉が並列するようになりました。

さらに、法律を所管する厚生労働省（現在は、こども家庭庁）が行政上、「放課後児童健全育成事業」の通称として「放課後児童クラブ」という言葉を使って予算化しています。

一方で、この法律に基づく届け出をしていない、「学童保育」を名乗る塾やスポーツクラブが今どんどん増えていて、非常にややこしい状況になっています。

現在、共働きが一般化している中で、塾業界、スポーツ業界がどのようにして集客するかという、送迎をすることによって、スポーツや勉強をする時間の前後の部分も合わせて預かることによって、です。

また、「英語で学ぶ学童保育」「英語で生活する学童保育」「スポーツもできる学童保育」など様々な特色を出して集客するところも現れてきています。

大都市部では鉄道会社などが、法に基づかず、「学童保育」を名乗った事業を行い、静岡鉄道もしばらくは行っていました。おそらく静岡鉄道では収益事業にならなかったのか撤退したようですが、東京などではうまくいっている会社もあると聞いています。

2 学童保育（放課後児童クラブ）の現状

(1) 個所数、利用児童数の急激な増加、面積基準など

毎年、学童保育の実態調査を行っている全国学童保育連絡協議会の資料によると、2022年5月

1日時点で学童保育に通っている子どもの数は134万8122人。法律が改正された翌年度の1998年は約33万3100人、10年前の2012年は約84万7000人で、年々増加しています。

学童保育の施設数は1998年の9627が2012年には倍以上の2万846に、2022年には2万4414に増えました。なお、2015年度からは、入所児童「おおむね40人以下」で1つの「支援の単位」として数えるようになり、その単位でみると2015年に2万5541だったものが、2022年には3万5337になっています。

急激に増加しましたが、それでもなお不足している状況です。待機児童は公の統計では数千となっていますが、全く把握していない市町村があり、静岡市は割と把握しているため、数字上は待機児童が多く出ます。全国的には正確な実態が分かっていない状況です。

開設場所は小学校内、民家、児童館など様々です。小学校内といっても、独立した建物もあれば、教室を改装しただけのところもあります。静岡市では、教室を改装した施設の方が多くなっています。

面積は、国の基準では児童一人当たり概ね1.65㎡となっていますが、これは保育園の1歳児よりも狭い面積基準です。国基準を下回る基準を市町村の条例でつくることは可能になっていて、そのために「すし詰め」状態になり、それを解消しようとするれば待機児童が発生してしまう悪循環になっています。

(2) 運営主体

運営主体は、歴史的には父母会・保護者会が切り拓き担ってきましたが、図表1にあるとおり、3.2%にまで減少しています。県内では浜松市と掛川市に少しある程度です。公営はまだ28.7%、今増えているのが民間企業への委託で13.5%です。

県下では、富士市が地元企業に運営を委託し、浜松市はシダックスなどに委託しています。市町村の委託は施設ごとではなく、何十という事業所を一括運営する方式のところが多く、これ

図表1 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

運営主体（35,337「支援の単位」の内訳）							
運営主体	支援の単位	割合	前年比	委託	補助	補助無	代行
公営	10,158	28.7%	▲72(99.3%)	-	-	-	-
社会福祉協議会	3,687	10.4%	142(104.0%)	1,942	64	-	1,681
地域運営委員会	3,885	11.0%	▲182(95.5%)	2,515	1,103	-	267
父母会・保護者会	1,134	3.2%	▲25(97.8%)	659	393	11	71
NPO法人	3,775	10.7%	238(106.7%)	2,113	815	21	826
民間企業	4,783	13.5%	513(112%)	3,185	576	78	944
その他法人等	7,915	22.4%	286(103.7%)	4,109	2,196	121	1,489

*割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。
 *「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者へ依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外の事業者が行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、（助成金・補助金など）運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営を、条例にもとづいて、ほかの事業者に行わせる形態（代行させる団体を、「指定管理者」という）
 *「その他法人等」の内訳は、私立保育園（1296）、保育園をのぞく社会福祉法人（3105）、学校法人（704）、個人事業主（257）、その他（2553）

11
2%

※出典＝全国学童保育連絡協議会「2022年学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果について」P9より抜粋

では公募しても大企業しか応募できません。

指定管理者制度を使って委託するところが増えていますが、審査にあたり保育やサービスの質が問われず、委託料が安いところが指定される現象が見えてきました。由々しき事態です。えていますが、審査では保育やサービスの質が問われず、委託料が安いところが指定される現象が見えてきました。由々しき事態です。

3 放課後における保育を必要とする状態

(1)小学生を持つ共働きやひとり親世帯の急増

なぜ学童保育が必要になってきたのか。小学校低学年の末っ子がいる母親の世帯のうち有業の母の比率を国民生活基礎調査の結果からみると、2001年には6割弱であったのが、2006年には65%になり、2015年以後は7割以上と、急激に増えています。（表1参照）

より丁寧に見ようとするのであれば、母親がフルタイムかパートなのも見ないとはいけません。パートの母親だと学童保育に預けず、放課後、わが子に1～2時間家で留守番させてしんでいる場合もあると思います。それが夏休みになると困り、夏休みだけ預かってほしいと学童保育に駆け込むことになり、「いっぱいです」と受け入れを断られることが起きています。

表1 末子が7～8歳になる子を持つ母親がいる世帯のうち、有業の母がいる世帯の比率

2013	2015	2017	2019
66.8%	72.3%	74.7%	74.6%

※（注）国民生活基礎調査の結果から筆者作成

(2)地域社会の無縁化

なぜ、学童保育が必要になってきたのか。女性の就労増以外にも理由はあります。

以前は、小学生になれば、大人の目の届かないところで勝手に遊んでいたこともあるでしょう。また、1970年代、地方であれば1980年代まで、子どもたちは地域で見守られていたと思います。それが今は、近所づきあいの中で子どもを預け合ったり見てもらったりというのは、ほぼ期待できない地域社会になっています。

ジャーナリストの石川結貴の著作『ルポ子どもの無縁社会』（2011年）の小見出しには、「遊び声が『騒音認定』される」、「放課後の遊び相手が見つからない」、「他人の子どもの世話は、うっかりできない」、「誰にも頼れない子育て」、「ネットで出会い、リアルで孤立する親」というものが続きます。実に象徴的です。

また、日本総合研究所「地域の教育力に関する実態調査」（2006年3月）は、子ども（小学校2年生と5年生、中学2年生）を対象に「困っているときに近所の人は相談にのってくれる」か

について尋ねていますが、「よくされる」と「時々される」という回答は、それぞれ 6.8%と 15.7%にとどまり、「あまりされない」は 18.5%、「まったくされない」は 50.0%にもなっています。さらに、「悪いことをしたとき、近所の人にしかられたり注意される」かについて尋ねた結果は、「よくされる」2.6%、「時々される」15.3%、「あまりされない」28.7%、「まったくされない」49.8%となっています。近所の大人と子どもとの関わりが、実に希薄なものであることが見えてきます。『ルポ子どもの無縁社会』から十数年経っていつ現在、「無縁化」はさらに進んでいるのではないかと思います。

(3) 地域社会の「無縁化」のなかでの保護者の戦略

こういう中で「公助」「共助」「自助」という分け方でいえば、「共助」はほとんど期待できず、「公助」も不十分で、「自助」で何とかしなければなりません。具体的には、留守番で。ゲーム、YouTube もある。自宅に鍵をしめ留守番していれば誘拐されないし、外で交通事故に遭わない。しかしゲーム漬けやスナック菓子ばかりでは心配もあり、子ども自身は寂しいと思います。これをどうしようと考える中で、求められてきたのが学童保育です。

ちなみに、国によっては、小学生以下を大人の監護の下に置かないままにすることは許されません。日本は、子どもに留守番させることも、お使いさせることも、問題となっていません。とはいえ、児童虐待防止法が定める「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置」とみなされれば当然「児童虐待」となりますが。

程度の問題ではありますが、埼玉県議会の自民党議員がこれを極端に解釈し、2023 年、子どもを留守番させれば即虐待としようとする条例案を提案しました。「学童保育に入れない子どもがないように行政の責任でなんとかすることが先」、「働きながら子育てをしている親・家族の実態をわかっていない」などと SNS で反対の声が

全国に広がり、議員は案を取り下げました。

4 学童保育の公的責任

(1) 子どもの親の生存権保障として

学童保育が福祉の制度として作られてきたのは、元をただせば憲法の生存権にあります。

生存権とは憲法第 25 条第 1 項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」で、いいかえれば「人間の尊厳にふさわしい生活」を営む権利です。

児童福祉法は、子どもの生存権をより具体的に定めています。子どもは「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」存在としています。つまり、子どもにとって「健康で文化的な最低限度の生活」とは、保護者から「適切に養育され、その生活が保障され」ること、おとなから「愛され、保護され」ること、福祉においても「その心身の健やかな成長及び発達」が保障される内容や水準でなければならないということです。このように 2016 年の児童福祉法改正で憲法の生存権を子どもにおいて具体化する権利規定になりましたが、この権利は放課後にも保障されなければなりません。

また、保護者が、保護する子どもとの生活を「健康で文化的な最低限度の生活」や「人間の尊厳にふさわしい生活」にするためには、その生活を可能とする所得が必要であり、それは賃金や社会保障によって得ることとなります。監護すべき子どもをもつ保護者であっても働く権利が保障されなければならないし、保護者が働いている時間などにも子どもには、先ほど述べた意味での「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されなければなりません。いわば子どもと親の二重の生存権保障になっています。

(2) 放課後や学校休業日の生活保障に対する国や地方公共団体の責任

生存権保障の問題として捉えるということは、

私的に解決すべき問題や自助や共助の問題として考えるのではなく、公的な責任において解決されるべきものと考えることになります。

児童福祉法も「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定めています。

さらに、子どもの権利条約は「締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる」と定めています。

ところが、児童福祉法の放課後児童健全育成事業の公的な責任についての条文を見ると、非常に不十分なことしか書いてありません。

児童福祉法第 21 条の 10 に市町村の責任が書いてありますが、要するに市町村は、「児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない」とするにとどまっています。児童福祉法は市町村の責任として乳幼児の保育の場合「確保する」や「保育しなくてはならない」と定めていますが、学童保育（放課後児童健全育成事業）については「利用の促進に努力すればよい」としているのです。非常に弱い公的責任の規定になっています。このためひどい場合は、この事業そのものを実施していない市町村もあります。

乳幼児の待機児童との現れ方の違いは、学年が上がると追い出されてしまう形をとっていることで、静岡市の場合でも学区によっては 2 年生になると追い出されたケースもありました。

乳幼児の保育と比べてみると明らかですが、児童福祉法第 24 条の第 1 項と第 2 項は市町村の保育責任をかなり厳しく定めていて、1 項では「当該児童を保育所において保育しなければならない」としています。2 項では、保育所だけでなくもいいが、認定こども園や家庭的保育、小規模保育でもいいので何とか「保育」を「確保するための措置を講じなければならない」ことになっています。これらより、保育が行き届かないことがあってはならないことを基本的には言っています。

乳幼児についてはこのように厳しく書かれている一方で、学童保育は「利用の促進に努めればよい」ということで手が抜かれる状況なのが、もっとも根本的な問題です。

5 学童保育における設備及び運営の問題

(1) そもそも設置義務が自治体に課されていない

法律上、公的責任の弱さがどういう形で表れているかという点、そもそも設置義務が自治体に課されていない点にあります。

(2) 最低基準（ナショナルミニマム）が機能していない問題

①2015 年度以前

2015 年度以前は公的基準がなく、面積、集団規模、職員数、職員資格も国の定めはありませんでした。自治体としては、「職員が教員や保育士資格を持っていたらありがたい」という状況ではありましたが。

2015 年度直前に新潟市で職員研修の講師をしたことがあります。当時の市長はマニフェストで「待機児童をゼロにします」と言いましたが、面積などの基準もなく、施設数等などを増やして「待機児童をゼロ」にするプランではなかったため、子どもたちが詰め込まれていました。親が迎えに来る時間に先生たちは、子どもたちと同じ部屋にはいなくて、事務室から館内放送で「親のお迎え」を伝えていました。ほんとうにひどい状態でした。

②2015 年度～

1997 年に児童福祉法が改正されたものの、基準がなく何でもありの状況だったため、国に対する学童保育運動の要求の中心は、保育所のような基準をつくらせることでした。それが 2015 年度に施行された改正児童福祉法の中で、学童保育についても基準をつくるということになりました。

放課後児童健全育成事業に関する基準、放課後児童クラブ運営指針は 2015 年度にスタートし

ましたが、それは学童保育運動の人たちにとって十分とは言えないものの、自分たちの声の実現に向かった画期的なものと評価されています。

働く人たちについても、各現場に最低1人は置かなくてはならない「放課後児童支援員」という資格も新設されました。実習なしの24時間受講するだけの研修の修了証ではありますが、何もなかったことに比べれば大きな前進です。県内では、大学の保育系の教員が講師を務めました。

改正法で、放課後児童健全育成事業についての基準は市町村が条例で定めることになりましたが、問題は二重の立て付けになっていることです。厚生労働省が基準をつくり、市町村は項目により「参酌する」か「国基準に従う」かを選択することになりましたが、職員の基準だけが「国の基準に従って」市町村が基準を定めることになった一方で、それ以外の項目は「参酌すればよいとされました。

③2020年度～

さらに、改正法が施行されたわずか5年度の2020年度には、すべての項目で市町村は国の基準を参酌すればよいと規制緩和されてしまいました。それは、建て前としては、地方からの声、「地方分権」を理由にした法改正でした。これにより市町村により基準がバラバラになっていくことになりました。

(3) 厚労省の要綱「市町村が事業主体である」ことから起こる問題

今、市町村で起きているもう一つの問題は、要綱にある「市町村が事業主体であること」から起こっています。

まず、保育料も市町村次第になっています。多くは応能負担ではなく定額負担で、例えば、静岡市（葵区と駿河区）は9,500円/月（8月は14,000円）で、きょうだい同時利用（上の年齢の子どもの利用料）や住民税非課税世帯でも5,750円/月（8月は8,000円）と大きな負担になります。浜松市では8,000円/月（8月は

10,000円）で、2024年度から減免制度をはじめます。ただ、修学援助を受けている場合でも、きょうだい同時に3人以上利用の場合であっても3人目の児童のみ、半額に減免されるだけです。3歳以上の保育料が無償化されている中ではかなりの負担感があります。1万円を超える市町村もあり、大きな格差があります。減免制度は設けていない自治体が多かったのですが、浜松市では2024年度から就学援助受給世帯等の減免を始めるようです。

市町村が事業主体となっているのだから公的責任を果たしているかというところではなく、運営委託先についての公的規制はなく、営利企業でも構いません。条例で定められた基準さえ満たされていけばいいので、要件は簡単にクリアできてしまいます。指定管理者制度でも、良識ある事業者ではなく、安上がりの事業者を指定して問題になっているケースがあります。

厚生労働省（こども家庭庁）は、職員の処遇改善の予算をオプションメニューで用意していますが、全額国が負担するわけではなく、市町村負担があるため議会を通さなければならず、適用していない自治体が多数あります。これは制度的というよりは自治体側の問題で、多くの場合、放課後児童クラブを担当する職員は1～2人で、制度に精通していることも少なく、そのような人が予算増の起案をするのは無理があります。国が色々なメニューを用意しているのに市町村がそれにのらない実態が各地で起きています。

大きな自治体の方が議会を通っているのは、起案できる職員の力量ややる気の問題が大きいと考えます。もちろん運動する側の力量の問題もあります。

(4) 職員の資格・研修・労働条件の問題

①職員の資格・研修

国の基準では研修の修了証をもった放課後児童支援員が必置としていますが、市町村がそれに従わない条例をつくるのが可能になっています。まだ、多くはありませんが、放課後児童

支援員を置かなくてもいいことにしている市町村もあります。

②保育条件、労働条件としての子どもの数との比率

2015 年度に施行された国の基準で、子ども集団の規模を「おおむね 40 人以下」とする「支援の単位」と、その子どもたちを見守る大人の数を「1 単位につき 2 人以上」とすることが決められました。子どもにとっての生活の質を考えれば十分ではありませんが、市町村ではさらに、これを下回った水準で基準を作ることもできるようになっています。また国が積算する人件費の補助単価は「平日 1 日 6 時間勤務の非常勤職員」を前提としており、準備の時間、終わった後の会議の時間などはほとんど考えていない積算根拠です。

これを反映してフルタイムで働いていない人が多いのが実態です。静岡市葵区や駿河区では社会福祉協議会に委託されているところが大半ですが、月給で働いている人は無く、1 年契約、時給契約で働いている人がほとんどです。

③労働条件の問題

1 日 4~5 時間勤務の嘱託職員や会計年度尾任用職員が多く、運営主体が公営の比率が高くても、東京都文京区などのわずかなところを除いて、公務員の正規職員はほとんどいません。結果として、大学で保育や福祉を学んだ新卒者が働く職場として労働市場が作られていません。学童保育の仕事で生活していきたいという人が、この分野に飛び込んできません。

現状は、定年退職後に放課後児童支援員資格を得たシニアや結婚出産を機に退職した保育系有資格者のパートの再就職に支えられた職場になっています。

静岡市の「放課後児童支援員求人チラシ」を数年前に見ましたが、「求むおかあさん力」という見出しでした。それを見たとき、1 人や 2 人の子どもを育てると 40 人の子どもをケアすること、遊びをリードすること、見守ることの違い

が根本的に分かっていないと思いました。

お母さん達がこの職につくと近所の他人の子を叱らなければいけなくなりますが、今のお母さんには難しいと思います。

夢を持って学童保育の仕事をしたいという人がこの職場に飛び込む状況は、名古屋、大阪、横浜など、親の学童保育づくり運動が非常に強いところでは、それなりの所得を保障することによって実現しています。

6 学童保育運動の課題

学童保育指導員の労働組合の組織化はあまり進んでおらず、この分野での労働組合のナショナルセンターはなくバラバラです。建交労（全日本建設交運一般労働組合）が学童保育指導員の組合の支部を作っていて、愛知、松本あたりの人たちが加入しています。県下でも少数ですが、そこに入っています。県によっては自治労連で組織しているところもあります。こういう状況なので、組合を作ろうとした人たちが、どの組合を選択すればよいか迷った話を聞いたことがあります。

問題頻出なので要求運動がもっと展開されていると思いますが、時代なのでしょうが、保護者の要求を組織する学童保育連絡協議会が静岡県にもありながら、現役の保護者の要求を組織することは難しくなっています。

学童保育運動の組織は、クラブ単位の保護者を組織化し、市町村での連絡協議会をつくり、都道府県でさらに連絡協議会をつくり全国組織に加盟して、県や全国レベルでは専従者を置けるよう頑張ってきて、全国では「日本の学童ほいく」という機関誌を発行し多くの専従者を抱える大きな力のある組織になっています。しかし、各地のクラブ単位で保護者が組織をつくり、民主的に運営し継続していくのは、本当に難しいと思います。小学生の子どもがいる保護者の世代の社会運動経験の少なさもあるし、あいかわらず長時間労働で時間的・精神的な余裕がないこともあります。

今は大学生になった私の子どもが静岡市の公

立の学童保育に通っている時、保護者会はありましたが、今はもうなくなっていると思いますし、既にその時、連絡協議会からは抜けていました。

個人加盟の SNS でつながれるような要求の組織化に、もう少し力を入れないと厳しいだろうと思います。

一方で社会運動としてではなく、社会的起業家による取り組み、ソーシャルビジネスとして放課後の問題に取り組むような経営者の運動とでもいうものが強くなってきていて、さらには学童保育は営利ビジネスが展開される分野になっています。ビジネスで運営する学童保育が増えていく中で、どう考えていくかが今後の課題です。

ここ数年、私は、高度経済成長期から低成長期に入ったあたりまでの学童保育運動の歴史を調べていますが、当時の保護者たちは、「二足のわらじ」どころか運動と家事・育児と仕事の「三足のわらじ」を履なければいけなかった。時代を切り拓く世代なのだからと言って、それらをわが身に引き取っていた。凄いと思いながらも真似できないなと思いました。

最後に、これまで制度的な話を中心にしてきましたが、もう少し子どもの姿が見えるように、子どもの作文を持ってきました。

保護者の就労保障のためにだけ学童保育があるわけではなく、子どもの立場からすれば、遊ぶ場であったり、育つ場であったり、親の目が届かないから自由になれる場であったりする、そんな場です。

今、親の関心は、わが子に「いかにどんな力をつけさせるか」というところにあり、放課後はどんどん習い事や塾の世界になってしまっています。

私の子どもが小学生の頃、親同士の会話は「(習い事で) 子どもに何をさせるか」でした。「習い事はできるだけ早く始めた方がいいよね」という感じにどんどんなっていて、学童保育もそういう場所にしてほしいと考える親も増えています。しかしそういう親の要求によってば

かりの学童保育でいいのかという思いもあります。30 年前の作文ですが、名古屋の学童保育での子どもの作文を紹介します。

「あなほり」

いけど のぶひと (2年)

学校から学どうにかえったとき公園にいきました。

すこっぷで ハアハアと言いながらほってみると 石がたくさんあって、ほりにくいので、ひろくすることにきめました。もうちょっといくと ぼくたちがはいれるほどの あなができました。

二日かかって四人はいれるほどのあなができました。一日かかりあさくなったからほっていくと 土がたくさんになったから大きな山をつくりました。もっともっとほりました。二人ぐらいねころがれるほどのあなができたので、 ごぎをもってきてあなにしき、つかれたときその上にねころがりました。そしたら ともだちのたかちゃんか ひとりじめでとってきたのでけんかになりました。山がふまれたので またつくりました。でもまたふまれたので つくるのにつかれたのでいすにねころがりました。つかれがとれたので 山をもっともっと大きくしました。またふまれました。こわれたのでまたつくりはじめました。ぼくはへとへとになってつくりました。またきゅうけいしました。

しどういんが 「かえるよう。」といたので 四人で山を こわしました。(『日本の学童ほいく』1993年4月号)

子どもの権利条約には「子どもの遊ぶ権利」というものがあり、大人から見たら何の意味もないようなことでも保障しなければいけないのだと思います。いまこれを保障しようとする親の要求に従っては無理で、親とは違い「これくらいは見逃してやろう」という大人を、子どもに保障したいなと思います。

次は 10 年ほど前の横浜での話ですが、異年齢の子ども同士の育ちあいのようなものに意識的に取り組んでいる学童保育で、ただ単に子供を預かるだけではないところで 5 年生くらいまで通っていた子の作文です。

「私が学童で育ったこと」

鈴木夢乃（5 年）

私は学童で育った。ほぼ 2 年生からだったが、指導員はとても優しい。私が低学年のとき……高学年が優しくせっしてくれて私はそのときにみんなに優しくしたいと思った。それから、2 年後高学年（4 年です。）になってから…みんなに優しくして学童が本当に本当に、大好きになってしまったのだ。おやつも、おいしい。自分が手伝ってやくに立ちたいと思う。（『日本の学童ほいく』2013 年 9 月号）

次は川崎市の学童保育に通っていた子どもの作文です。

最後の合宿

虻川奨磨（6 年）

ぼくは、もう 6 年生なので すべての行事が最後です。今年の高学年合宿は 低学年から参加してきた 6 年間の合宿の中でも一番楽しかったです。

ぼくは、会議のあとの遊びと、朝食の担当でした。まず遊びは、今までやったことがないもので 夜にやるので 夜だからこそ楽しめるゲームにしたいと思い『暗黒かくれんぼ』を考えました。へやの電気を全部消してやる かくれんぼです。

すごくスリルがあって みんな夢中でした。ふつうならすぐバレる所にかくれてもあまり見つからないので、すごくはまりました。オニはライトを点滅させながらさがしますが 暗いからオニの後ろをそっと移動しても気づかれません。本当にすごくおもしろくて また合宿してやりたいぐらい

です。

朝食作りでは、起きたばかりでボーとして必要な道具を手早く用意できなかったので 毎日の生活やキャンプなどでがんばるように 最後の一年間の目標にしていきたいです。

最後の行事の 1 つ、高学年合宿を 180%楽しめたので、いい思い出になったと思いました。（神奈川県川崎市 学童ほいくオカリナ）（『日本の学童ほいく』2013 年 7 月号）

子どもにとって学童保育がよいところになっている一つの指標は何か。高学年の子どもが通い続けている、続けたいと思っているということです。そのような学童保育は、作文からもわかるように、子どもにとって楽しいところややりがいのあるところになっている、ということが見えてきます。そうでなければどんどん子どもはやめていってしまいます。

私の 2 人の子どもが 6 年生の終わりまで通ったのは、親の意向もありましたが、子どもたちが楽しいと思える、やりがいを感じることができる生活を、子どもと先生で作っていたからだと思います。

最後にもう一つ作文を紹介します。

京都府の保護者がつくった「虹の子クラブ」を卒業した子が、大学生の時に書いた文章です。

「わたしへの手紙（もう「オトナ」になった私から、虹の子にいたころの「ワタシ」へ）」

いのうえ みなへ

冒険譚は好きだけど、ささやかでもない毎日の方が面白い。そんな君が本当になんでもない生活を最大限に楽しんでいる痕跡が、この度私の本棚から発見された。以下、5 年生の時の小学生日記からの抜粋。

11月29日（水）天気 晴れ

今日KさんとFくんが足の長さを比べていました。Kくんの方が長くて「うそや〜!!」とFくんが絶叫していました。Iさんと私と比べてもFくんの方が短かったです。Fくんと3年のAちゃんと比べてもAちゃんの方が長かったです。にじの子はしょっちゅうこんなことをやっていておもしろいです。

わざわざ日記に書いて提出したなんて、すっごく楽しかったんだろうなあこの日。他にも私の中に残っている記憶というのは毎日を一日一日を真剣に生き抜こうとしている君には悪いんだけど、ほんの些細な出来事ばかり。ナイフ講習会でむいた8分の1のりんごを、わざわざいちよう切りにして、さも量が増えたかのように見せかけ喜んでたこと、ラーメン大会の日に、虹の子の戸を開けたら、メガネがくもって「わあ、今犯人が分かった瞬間のコナンみたいになってる!」とちょっと嬉しかったこと、ぜったい笑わかされるリコーダーの練習、海賊のアジトさながらの喧噪の中で終わらせた宿題の漢字ドリル、夏休みにサンダルはいてたら、まさかのキックベース、摘んできたノビルの味噌汁、汗とか足臭さとか、おやつへの期待感、それにロッカー裏の薄暗さなんかこってりと混ざった独特の空気のなかへ「ただいまあ」とランドセルを放り出す君の最大の関心ごとは、しかしやっぱり本。

……世界は君のいるところから、ずいぶんと変わってしまった。今じゃ子どもだって携帯電話を持ってるし、テレビ電話だって実現した。七夕の短冊に100階建ての虹の子が欲しい、と冗談まじりに書いていたけど、なんと2階までは叶ってしまった。鼻をつまんで『プッププー』なんて言うんじゃないよ、本当なんだから。ただこんな嘘みたいな世の中でだって、居残り映画館に間に合わないことよりも残酷で、それ

こそ嘘であってほしいと思うようなことがたくさん起こる。子どものころのままが良かった、そう思う日もないではない。でもそんな世界の中で私は、色んなことに首をつっこみながら、おもしろおかしく、そして幸せに過ごしている。こんな私の『何でも見てやろう的好奇心』は、いま君が肌で感じているしょうもない日々のあたたかさ、いやむしろ、帰ったとたんメガネが曇るほどのあつくさしさのおかげだと思っている。君が今どんなにびびりでインドアにしろ、『しーりーたーい・きーきたい・みーたーいーなっ』とみんなと一緒に大口あけて歌っているそのスピリットはへたることなく深部に刷り込まれ、羊の頭に果敢に(?)トライしてしまう私の肉やホネを作っている、そんな気がする。

好奇心を私にくれた君に、そして君の周りのあたたかい人たちに感謝したい。

どうもありがとう。

追伸……つぐと作ったすいとん、あれまた食べたいねん……

井上未菜

『虹 (NANA-IRO) 虹の子クラブ 30 周年記念誌』
2011 年)

このように、子どもにとってその後の人生にほんとうに意味のあるものは何か。何かができるようになるとかではなく、些細なことをたくさん遊び楽しむ時代を保障することが大事だと思います。

学童保育の論議では、親の就労保障ばかりが注目されますが、こういうものを保障していかないと、子どもたちが危ういのではないかという程のストレスフルな状況に今あります。

現状は、学童保育は何かの能力を身に着ける場所に変えられようとしており、それを受け入れられる社会状況になっていることにも問題意識を持っていきたいと思います。

ブラ林 in 島田

県内各地の街を歩いて、その地域の歴史や風土を紹介します。
第9回目は、大井川に育まれると同時に災害にも遭ってきた島田市を紹介します。林事務局長がブラリと歩くこの連載は、あくまで旅行記で主観的な感想が含まれます。

リニア問題で何かと採り上げられる大井川。今日は山間を流れてきた大井川が志太平野へ入る扇の要、島田を歩きます。島田は大井川の恵みも、あるいはその厄災も、ともに味わってきた土地であり、また「越すに越されぬ大井川」と謡われた江戸時代の東海道の難所を控えた宿場町として栄えてきました。

○島田の氏神様、大井神社

駅に降りると駅前でもリニア工事反対署名をしていました。



そこからすぐ、本通と呼ばれる旧東海道を西へ行くと大井神社があります。



ここの祭神は水の神である弥都波能売(やつは)、土の神である波邇夜須毘売神(はにやす)に天照大神が祀られています。これらは後付けの神々でももとは大井神(島田市史)が祀られていたといっています。



ここは大井川流域に 74 ある大井神社の中核、大井信仰の頂点に立つ神社といえます。おそらく特定の川を社名として水霊を祀る神社としては日本一多いとしています(静岡出身の民俗学者、野本寛一近大名誉教授『日本の神々東海編』)。また『駿河志料』によると「住吉大井川奥島の里大沢(現川根本町)に鎮座ありしが何れの世にか大水に大井川の岸崩れ、社地祠ともに流れ、御霊此の地(島田)に止まり祠を建祭りと云えり」と記しています。

伝説が残るところを結んでいくと、①島田市大井の大井神社(この地)→島田市神座の大井神社→③川根本町田代の大井神社→④川根本町大沢の大井神社旧社地というように大井川に沿って上流に遡っていきます。この漂着伝説は、水の恵みとともに猛威を振るい続けた大井川の水霊

祭祀の道、上流尊崇・水源崇拜の信仰が反映しているとしています(同野本)。

○帯祭と遊女

大井神社の境内に大奴・鹿島踊りのブロンズ像があります。



日本三大奇祭である帯祭は大井神社の例祭、起源は元禄時代で、島田に嫁いできた娘の帯を神社に納め、4年に一度の大祭に大奴の木太刀に帯を飾ることにしたとされていますが、前述の野本は、大井川流域では紐や帯に関わる呪術や土着的な信仰があったと指摘します。そして島田の港町的な性格から、「土着的な紐や帯の民俗に遊女帯の影響が加わり、そこへ大名行列の形が結びつき、さらに川留めの宿としての港町的に発展した島田の宿の経済力が大きく作用することにより成立した」と説明しています。島田髷も遊女から出たという説もありますね。

○川越の制度と島田の発展

旧東海道は大井川河岸に向かいます。大井川に近づくと「川越し」を伝える大井川川越遺跡の施設が軒を連ねています。



その日の川の深さを測り、川越しの料金を決定し川札(かわふだ=切符)の販売や川留め、川開けなどの川越し業務に関わる運営をした川役人が勤めていた川会所、川越人足が詰めた番宿など、興味深い施設があります。島田市博物館に立ち寄って歴史を学習しました。



大井川を渡河するには必ず人足を雇わなくてはならず、いちばん安い肩車で今の値段にすると1500円から3000円、いちばん安い蓮台で1万円から1万7千円したそうです。

蓮台の種類	肩車越し	平蓮台	半高欄蓮台	大高欄蓮台
主な利用者	庶民	庶民	上流庶民、大名家臣など	大名、将軍など
料金	★ 1,440円~3,000円	★★★ 8,820円~16,380円/人 11,460円~22,920円/2人	★★★★★ 15,660円~28,260円	★★★★★ 87,360円~157,900円
写真				

値段の幅は大井川の水量によって決まったそうです。



人足はいわゆる資格職的な要素が強く、安全確保などの職業意識が強かったといえます。これだけの金銭による収益をあげるといことは

宿泊施設や飲食含めて、農村社会の中ではとびぬけて金銭の流通や蓄積があったのではと思います。川留めがあればあるほど島田宿にお金が落ちました。人口も江戸名古屋間では駿府に次いで、浜松や豊橋より多く、7000人弱を数えました。他の宿場町よりも経済力がありました。

川会所隣の蕎麦玄の吉三そばでお昼に。店の人に「どうして吉三？」と聞くと、この辺りに八百屋お吉という駆け落ちをした話（おそらく芝居か？）があってそこから命名したそうです。と説明を受けましたが、後から調べると八百屋お吉ではなく「お七」。彼女と駆け落ちした吉三郎の墓が島田にあるそうです



河岸に出ると大井川の河原砂漠ともいえる光景が広がります。年間流量が19億トンと多いですが、それは雨の後の川幅いっぱいにゴウゴウと流れる流量も含んでのこと。この渇水期の有様を見れば、年間で比べることがいかに間違いで、少しでも流量を減らしてはいけないと島田の人なら考えるはずです。



○芭蕉、川留めゆえの創作

島田には芭蕉の句碑^⑭がたくさんあるので

が、大井川の川留めが芭蕉の創作に大きく影響し、それだけ大井川を歌った句が多いです。

五月雨の空吹き落とせ大井川

馬方は知らじ時雨の大井川

前句は「最上川」に匹敵する五月雨をうたった句。3日間足止めされた島田で濁流渦巻く大井川に梅雨の雲を吹き払ってほしい、川を渡りたい思いをうたいました。後者は小夜の中山をとともに越えてきた馬方は、川の向こう側を引き返しているのも冬を告げる時雨を知らないだろうな、と少し憂鬱も感じる気分をうたいました。時間的空間的な広がりを感じる句です(勝手な感想ですが)。



○鎮水の願い

昔の旅人も見た大井川の景色を見ながら堰堤を北に向かいます。国一バイパスを越した突き当たり、神座という地区、鎮水神社が大井川を臨む小高い丘の上にあります^⑮。斉神は瀬織津姫（せおりつひめ）で水神や祓神、瀧神、川神としての治水神です。ここは大井川が志太平野に出るまさしく扇の要の地点。慶長の大洪水をはじめ明治末までは、堤防を決壊させて大井川の水が平野部に浸入して大きな災害をたびたびもたらし、長島ダムで厳格に水量が管理されるまで人々は安心できませんでした。

「鎮水」という人々の願いを体現しています。ここはお隣にある伊太大井神社^⑯の飛地境内社になります。この大井神社にも川根の大沢からの漂着伝説があります。大沢には井林家という旧家があって井=水をハヤス、つまり増やす、水を増やして水の霊力を盛んにするという水霊を司る家柄だったそうです。

○和菓子の島田

街中に戻って旧東海道を歩くと和菓子屋さんが多いのに気づきます。その中のもっとも歴史があるといわれる清水屋さんに入りました。小饅頭を求めて店の人と雑談すると、これは享保年間に清水屋五代目伝左衛門が、紀州浪人の置塩露庵に甘酒皮の小饅頭づくりの秘法を伝授されたといいます。私の実家の側の静岡駅前にも古くから小饅頭を売っている店が何軒かあったので、これはヒット商品でコピーがたくさん出回ったのだと思います。

むことでしょう。

(取材 2024年2月)



○おわりに

島田はさまざまな意味で大井川にはぐくまれた街。大井神社の漂着伝説でいえば、上流の南アルプスの水源を貫くりニア新幹線。市長が、JR 東海ですら言っていない「(山梨へ流出する)トンネル湧水は最大でも500万トン。微々たるものだ」などとこれまで静岡県が積み上げてきた科学的工学的議論を無視し、国の中間報告に照らしても不適切な表現で田代ダム案を推進するなら、上流尊崇・水源崇拝に相反することになり、これまで島田を守ってきた神々は嘆き悲し